

その担い手は、区長・駅長・助役・運輸長といった現場管理者が中心であった。彼らは、「国鉄における生産性運動の意味・必要性」について語り、「創意と工夫・改善への不斬的努力」を職員に要請した。それと不可分に、「生産性運動の展開と組合の階級闘争主義」批判を加え、「組合依存度の高い職員」「すなわち、国労・労動組合員に対する「接觸の仕方」「対応の仕方」なども語られた。さらに、ストrike規制対策の強化、分会等の影響力の排除、そのための個別職員管理の強化、試験制度の恣意的選別の運用によって、昇給の差別化を強めた。

他方、「マル生」運動に全面的に賛成する鉄労は、現場で「マル生」グループの結成と育成に現場管理者と一緒にやって努めた。そして、当局は「鉄労」「マル生」グループの一体化の「国労・動労」という対抗関係のなかで、不当労働行為が蔓延した。六九年一月の鉄労第二回大会以来、不当労使は、「一〇万組織達成（当面八万組織の達成）」を課題に、「近代的労使協調主義の確立」を叫び、国労・動労を糾弾し、当局の意を体した脱退勧奨、鉄労加盟要請を行った。七一年一〇月の鉄労第四回大会では、「一〇万組織の達成を成し遂げた」とし、「国労を追いこせを合言葉に」、一層の組織活動の展開を強調した。

三 國鉄労働組合の「マル生」粉碎闘争

国労の反撃と国労函館大会

国労は、七〇年秋頃までは、まだ「マル生」運動をそれほど深刻には受けとめず、闘いの力点は「反合闘争」と「スト権奪還闘争」に置かれた。だが、七〇年一月から二月、国労本部にによって、シヨツキンギな事態がいくつかの地本で相次いで現れた。それは全国規模で拡大する様相を示した。国労や勤労からの集団脱退、鉄労への集団加盟という事態である。連日、現場から報告されるその実態は、従来の組織攻撃とは、規模、手段とも全く異質であった。

七一年一月の国労中央学校では、正月返上で、「マル生」対策討議が行われた。その後、七一年春闘前後から、組織の浮沈をかけた反撃が開始された。まず職場からの告発闘争（確認メモ）のとおりかわしが行われたが、労務管理の実態は変わらなかつた。七一年春闘では、公労協の他の組合がストを中止した五月一日、國労・勤労は共闘態勢を崩さず、一九時間のストを決行し、当局と一定の確認が行なつたが、「処分のための処分はない」としながらも、政府の強い働きかけもありて大量処分が行なつた。「マル生グルーブによる全国生産性大会の企画も推進された。国労は、「マル生」を中止させ、組織を維持し、当局の攻撃を封じるキメ手を欠いていた。

裁判・公労委闘争、「マル生」調査団

「マル生」粉碎闘争は、職場を基点とする抵抗・反撃を中心とした組織防衛的性格の強い闘争であったが、同時に、闘いを多面的かつ総合的に展開することを必要とした。動労との共闘・総評や全交通の全面的支援を受けつつ、マスコミ対策強化、「マル生」調査などもその一環であつた。なかでも裁判・公労委闘争は、ILO闘争とともに、「マル生」が権利に対する全面的な攻撃であることを明らかにするために最も重視され、成果を期待する闘争であつた。

七一年九月頃までに、裁判所に多くの仮処分申請が行われ、公労委には国労三九件、動労三五件の不当労働行為事件が持ち込まれた。そのうち、最も早く決定が出されたのは、札幌・苗穂工場事件に対する札幌地裁判決であつた。同地裁は、当局に「脱退強要の事実がある」とことを認定し、「脱退工作の禁止」を命じた。組合側は意氣上がり、当局には打撃となつた。その後、「マル生」運動の不当労働行為性を明らかにし、組合側の反撃の決め手となつたのは、七一年五月の静岡鉄道管理局の「(二)(二)併合事件に対する公労委「命令」」であつた。公労委は不当労働行為を認定し、関係者に陳謝を命じた。

この時期、社・共・公・学者・弁護士等による「マル生」調査団による実態調査も有力な事実を数多く発見した。それらは国会闘争や地方議会闘争、公労委の審理や裁判闘争における有力な資料となり、マスコミ関係者の強い関心を呼んだ。マスコミは概して組合側に好意的であり、「マル生」については行き過ぎを指摘した。公労委命令は大々的に報道され、国民の共鳴を引き出した。

第七節 春闘・スト権奪還闘争の高揚

春闘・スト権奪還闘争の高揚

国民春闘への高揚
七〇年代初めの春闘
春闘は、六〇年代後半、一層大衆化した。同時に、高度成長の

「マル生」運動に反撃し、組織力の結集と意思統一、闘争体制の確立の大會となつた。運動方針案では、「マル生」運動とそれに對する國労の取り組み、七一年春闘の総括が示されたが、そこでは、この間の闘いにおける指導部の自己批判と今後の闘いの指針が提起された。方針討議の過程では、本部への批判や不満も多く出され、異例なことに、中川本部委員長は代議員から再度の決意表明を求められた。委員長は改めて、「座して話をこまねいでいるが、現在の組織は守れず、くみやすいと見えたとき相手はますます攻撃を強化して、終局には全面的武装解除を迫ってくることは必至である。したがつて私たちには抵抗こそ最大の防御であるという原則にのとり、マル生運動粉碎、とくに不当労働行為、不当差別を即刻やめさせるためにたたかう、この方針を中央指導部は皆さんとたたかいの先頭に立つて、最後までたたかいく抜くことをお誓いいたします」との決意を明らかにした。この決意表明は、満場の代議員の支持を得て承認された。

大会終了後、國労は職場からの不当労働行為の全面摘発運動を展開し、「労務管理の手引き」や「生の録音テープ」などを入手し、その後の闘争に役立つことができた。

裁判・公労委闘争、「マル生」調査団

「マル生」粉碎闘争は、職場を基点とする抵抗¹¹・反撃を中心とした組織防衛的性格の強い闘争であつたが、同時に、闘いを多面的にかつ総合的に展開することを必要とした。動労等との共闘・総評や全交渉の全面的支援を受けて、マスコミ対策強化、「マル生」調査¹²などもその一環であつた。なかでも裁判・公労委闘争は、ILO闘争とともに、「マル生」が権利に対する全面的な攻撃であることを明らかにするために最も重視され、成果を期待する闘争であった。

七一年九月頃までに、裁判所に多くの仮処分申請が行われ、公労委には國労三九件、労動省五件の不当労働行為事件が持ち込まれた。そのうち、最も早く決定が出されたのは、札幌・苗穂工場事件に対する札幌地裁決であつた。同地裁のは、当局が「脱退工場の事実がある」とことを認定し、「脱退工作の禁止」を命じた。組合側は意氣上がり、当局には打撃となつた。その後、「マル生」運動の不当労働行為を明らかにし、組合側の反撃の決め手となつたのは、七一年一〇月五日の静岡鉄道管理局の(二)(二)併合事件に対する公労委「命令」であつた。公労委は不当労働行為を認定し、関係者に陳謝を命じた。

この時期、社・共・公・学者・弁護士等による「マル生」調査団による実態調査も、有公力な事業を数多く摘発した。それらは、國労闘争や地方労働闘争、公労委の審理や裁判闘争における有力な資本料となり、「マスコミ関係者の強い関心を呼んだ。マスコミは概して組合側に好意的であり、「マル生」については行き過ぎを指摘した。公労委命令は、大々的に報道され、國民の共鳴を引き出した。

公労委命令を契機に局面は、組合側に有利に展開した。だが、月二二日、陳謝文を国労本部と静岡地本に提出し、錠鍋職員局員が選出された。この時、水戸鉄道管理局の一課長の「生の録音テープ」が暴露され、当局もついに態度を変更した。

磯崎総裁は、公労委命令を受諾する声明を発表し、七一年一〇月二二日、陳謝文を国労本部と静岡地本に提出し、錠鍋職員局員が選出された。この時、水戸鉄道管理局の一課長の「生の録音テープ」が暴露され、当局もついに態度を変更した。

磯崎総裁は、「マル生」運動は、國鉄の「再建合理化」計画を背景にもつた「國労つぶし」の運動であった。近代的な「理論」や巧みな言葉で粉飾しようとも、繰り広げられたのは近代的な汚染や不当労働行為以外の何物でもなかつた。「人間性の回復」が強調されたなかで、人間を人間として扱わぬ差別・選別が横行し、このうえない非人間的な事態（自殺一人、発狂二人）が起つた。そしてこの間に、四万数千人を越える多くの仲間が國労と労働から脱落していった。しかし、國労・労働と組合員の命がけの反撃、共闘体制の広がり、およびそれを支持したマスコミと広範な世論の批判の前に、国鉄当局は磯崎総裁の陳謝と「マル生」運動の中止に追い込まれたのであつた。そして、「マル生」運動は「國鉄財政再建一〇カ年計画」は破綻した。

七二年七月の國労第三回大会では、「中間総括」を行ひ、この間の闘いの弱点についても自己批判した。同時に、「組織奪還を達成してこそ完全勝利」の方針を固めた。闘いのツバに向かつた実際としてこそ「マル生」運動をつうじ、労働は一〇万人を超え（七二年五月現在）、労動は五万人を割り、國労は七二年五月現在で一万八〇〇〇人で約三万人余を失つていた。だが、國労はこの後増勢に転じ、七五年六月の水戸大会では、ほぼ「マル生」以前の勢力を回復し、七八年六月には二五万二〇〇〇人余に増加した。鐵労は七二年五月以降、数を減らし、七八年六月には五万五千人弱に減少した。「マル生」粉碎闘争の勝利は、國労運動のその後の大大きな契機となつた。

矛盾が噴出するなかで、賃上げ以外の要求も多様化した。賃上げ

では六四年の池田・太田会談で、民間賃金と官公労働者の賃金とのリンクの仕方が、いわゆる民間準拠として、事実上確認され定着した。國労の六〇年代後半の春闘は大幅賃上げとともに、相次ぐ「合理化」に対処する春闘でもあつた。七〇（昭和四五）年春闘では、総評は「國民諸要求を獲得する闘いの先頭に立ち」、「五大要求」を掲げ、国民春闘への最初の足がかりとなつた。

他方、IMF・JOCを中心とする民間大企業労組の影響力も強まり、六〇年代末以降の労働戦線再編の動きや春闘の相場形成において、事実上の中心となつていった。民間大企業労組の比率は、六〇年代末には総評より同盟が組合員数で多数派となつた。春闘相場は年々上昇し、七〇年、七一年春闘では、五ヶタ回答＝一万円以上が多くなつた。賃上げ率も一〇%台に達した。

七二年の國労春闘は、「マル生」粉碎闘争で勝利した後の春闘であり、組合員が復帰した職場では歓迎団結集会が開かれるなど、職場は明るい雰囲気がみなぎつた。この年の第九八回中央委員会では、一万六一〇〇円プラス五・五%の大賃上げ、スト懲戒還、「マル生」運動完全粉砕、ヤードの統廃合やローカル線廃止などの「合理化」反対、国鉄運賃など公共料金値上げ反対、ダイア改正について、連賃値上げ反対と絡めて国民大衆とともに闘うこと決めた。

この春闘は、四月二七日、二八日に設定された交通運輸と公労協の統一ストが、事実上の決戦ストとなつた。國労・労働・私鉄大手の組合は、二七日始発からストに入った。全国で二五〇〇万人といふ組合が、二つの特筆すべきストを行なつた。この年、調停委員長見解に示された国鉄の賃上げ額は一万〇一六二円、一二・九%であつた。

七三年春闘は、田中内閣の『列島改造論』のもと、異常な地価の高騰やインフレを招き、国民生活に影響を与えていた。この春闘では、二つの特筆すべきストが行われた。一つは、二月一〇日の公労協、公務員共闘のスト権ストである。このストは、官公労働者のスト権を統一ストによつて奪還する意思を内外に表明する形であり、わが国の労働運動史上初のスト権ストであつた。國労は、当日、運転区を中心に一〇拠点で半日ストを決行した。いま一つは、四・一五年金ストであり、五三単産、三五〇〇万人が参加した。年金ストは、年金額の改善と物価スライド制、掛け金の積み立て方式から賦課方式への切り替えを要求していた。国会では年金改正法案が審議されており、年金ストは国民的要求を反映し、政府との実質的交渉を迫るものであつた。七三年九月に修正可決された年金改正案は、年金額の若干の改善と物価スライド制の導入が行われた。

上尾事件と首都圏国電事件と春闘

（上尾事件）。國労は上尾事件での世論の反応を見て、反「合理化」闘争の決戦スト＝三・二〇ストを延期した。

國労は、四・一七年金ストのあと、春闘の最後の追い込みと順次を行なうことなどを要求して四月二四日から二六日の強力に順次を行なつた。全国主要幹線で七三時間ストを決めていた。

國労が順法闘争に入った二四日夕刻から、東京山手線、京浜東北線の上野駅を始め、大宮、川口、東京、渋谷、新宿、池袋など三八駅で、帰宅中の通勤客が右翼の挑発も絡んで暴動化し、施設破壊や放火、現金略奪などが行われる事件が起き、逮捕者も一三八人に及んだ。両事件には挑発グループが介在しているとマスコミも指摘したが、総評と国電事件調査委員会は、「五項目合意」が政府と春闘共闘委の間で成立した。春闘における賃上げ率は史上最高であり、ほぼ三〇%程度の引上げとなつた。七四年二四首都圏国電事件調査報告書をまとめた。

国鉄労働者はこの困難を克服して、四・二七交通ゼネストが決行された。

新幹線も初めてストに入つた。この結果、春闘共闘委と官房長官との「七項目合意事項」、処分問題や不当労働行為をめぐる国鉄労使交渉が行なわれ、公労委調停委員長見解（国鉄一四八〇円で、私鉄の一萬四七〇〇円を上回つた）が出され、収拾された。

狂乱物価と七四年国民春闘

七三年秋、第四次中東戦争が勃発し、石油産出国は原油価格の大幅値上げを行つた。一次エネルギーの九〇%を輸入に依存してゐた日本は、痛烈なショックを受けた（第二次オイル・ショック）。

この年、調停委員長見解に示された国鉄の賃上げ額は一万〇一六二円、一二・九%であつた。

七三年春闘は、田中内閣の『列島改造論』のもと、異常な地価の高騰やインフレを招き、国民生活に影響を与えていた。この春闘では、二つの特筆すべきストが行われた。一つは、二月一〇日の公労協、公務員共闘のスト権ストである。このストは、官公労働者のスト権を統一ストによつて奪還する意思を内外に表明する形であり、わが国の労働運動史上初のスト権ストであつた。國労は、当日、運転区を中心に一〇拠点で半日ストを決行した。いま一つは、四・一五年金ストであり、五三単産、三五〇〇万人が参加した。年金ストは、年金額の改善と物価スライド制、掛け金の積み立て方式から賦課方式への切り替えを要求していた。国会では年金改正法案が審議されており、年金ストは国民的要求を反映し、政府との実質的交渉を迫るものであつた。七三年九月に修正可決された年金改正案は、年金額の若干の改善と物価スライド制の導入が行われた。

上尾事件と首都圏国電事件と春闘

私鉄を中心とした交運のストであり、日本の交通機関は數日間にわたつてマヒ状態になつた。國労は、この春闘決戦において、文

字どおり、中核的役割を果たした。この闘いに参加した國労組合員は二三万人にのぼつた。全国ストは、実に五日間約一一〇時間余にわたつた。

四月一三日、公労協平均で二万七六九一円、二九・二三%の調停委員長見解が示された。政府によるインフレ補正手当、各種年金の繰り上げ支給も行なわれた。スト権問題については、「五項目合意」が政府と春闘共闘委の間で成立した。春闘における賃上げ率は史上最高であり、ほぼ三〇%程度の引上げとなつた。七四年春闘の総括では、インフレから生活を守る国民春闘として闘われたことに着目し、「国民春闘」という言葉が使われるようになつた。

二 国鉄労働組合新綱領の採択

民間先行の労働戦線再編運動－国労新綱領づくりの背景

六〇年代末から民間先行の労働戦線再編の動きが活発化した。その契機は全通宝樹文彦委員長の論文「労働戦線統一と社会党政権樹立のために」（『月刊労働問題』六七年一月）、一九七〇年代の労働運動前進のために（『読売新聞』一月一日）で、前者は労働組合の産業別再編、社会党と民社党の統一による政権を展望し、共産党排除の反其統一論で、右よりの再編論であった。

労戦再編の動きは、大阪など地方での「民間連絡協議会」（民労協）や民間大企業労組委員長による「全国民間労組委員長懇談会」（全民懇）などの形で始まつた。総評は、七〇年八月の大会ですべての組合、すべての労働者の大結集、選別の排除を軸とした「労戦統一四原則」を決定し、七三年の八月の大会では、共同行動の強化、労働運動の主体性の確立など「労戦統一七方針」を決定した。國労は、この時の「マル生」粉碎闘争で歴史的な勝利を得た。國労は、この闘争の成功で、大変な高揚期にあり、七二年春闘での交運は闘の成功もあつて、大変な高揚期にあり、総評の方針を積極的に支持した。民間先行による労戦再編を進めようとした労組の多くは、「生産性向上運動」に賛成しており、労の立場とは両立しなかつた。

七二年の総選挙で、社会党が前回の失地を回復し、日本共産党中央にかけて、第一次労戦再編は挫折した。だが、その年の十一月には、民間先行の第一次労戦再編が結成され、七六年一月に結成された政策推進労組会議とともに、七〇年代末～八〇年代の労戦再編の動きにつながつていつた。

国労新綱領の作成と採択

七三年七月、国労は、第三四回大会（松江市）で、この一年間の活動を総括するとともに、二六年前に作られた「国鉄労働組合綱領」の改正論議を開始した。その背景には、民間先行の「右より反共」の労戦再編が挫折したこと、「マル生」闘争に歴史的な勝利を収めたこと、七五年春闘でスト権・年金ストを獲得し、交渉も前進したことなどがあり、一方労運動の階級的闘争的成長のもとで、新綱領の必要性が認識されたことにあつた。大会では、綱領改正についての提案が行われ、大会の組織小委員会に問題が付託された。組織小委員会は、階級的労働運動を目指す国労にふさわしい綱領を作るために、翌年の定期大会までに答申することを決め、国労顧問や講師団、弁護団と本部役員による綱領作成委員会は、綱領草案作成の議論を開始した。

綱領草案は、七四年五月の定期大会（熊本市）に提案された。本部では、本部説明と若干の字句の修正があり、綱領草案は一年間の職場討議に付された。七五年六月の第三六回定期大会（水戸市）には改めて一〇項目からなる新綱領案が提起された。新綱領案は、組織小委員会に論議が付託された。討議では、まだ職場討議が不十分で採択は時期尚早との意見もあつたが、若干の修正のうえ、本会議にかけられ、満場一致で新綱領が採択された。新綱領は、全部で一〇項目からなつていた。

國鐵勞動組合綱領

われわれは、労働者階級の団結した力によつて、生活と権利を守り、労働条件を改善するため闘う。

二、われわれは、人たるに値する生活ができるような賃金の確保、健康を守り文化を享受しうる労働時間の短縮と休日の増加、人間らしく安全に働く職場の諸条件の確立、働くあいだの雇用の安定と退職後の生活の保障をめざして闘う。

三、われわれは、労働者の生存権を守り、人間としての尊厳を

五、四
われわれは、国鉄の民主化を図り、全ての国民の社会的権利を守るために闘う。われわれは、産業や国籍のいかんを問はず、労働者として、資本主義の害悪を排除するために、職場に労働運動を定着させ、産業別労働組合の組織化を達成する。また、国内組

三 八日間のスト権スト

スト権ストまでの経過

九、十
われわれは、戦争に反対し、アジアと世界へ完全な平和をめざして闘う。われわれは、労働組合の当面する課題である改良闘争をつめざして闘う。あわせて闘うことは、労働者すべての勤労国民と共に通ずる政治課題と闘うための統一戦線の有力な一翼であることを自覚して闘う。その目的を達成するために社会主義政党との緊密な協力関係をつくり、すべての民主的努力と共に闘を推進しながら闘う。

締結統一し国際連帶を強化する。六、
なつれわれは、全国一産業一律の労働者とともに勤労国民の中核となる。
傷病者心身の不自由者に対する所得保障の充実、医療環境・教育・交通の諸分野の改善、税制の民主化、物価の安定など、生活を安定させる民主的制度を目指して闘う。
われわれは、基本的人権ことに思想・信条・政治活動、集会・結社、表現の自由に対する不当な弾圧、干渉を排し、人間としての真の自由を確立し、平和で民主的な生活を守るために闘う。
われわれは、すぐれた文化遺産を尊重するとともに、働く者の個性にみちた創造的な文化をつくりあげるために闘う。
者、貢献主義の最も高い理想、社会主義の實現に向ふ。

われたが、これを受けて、国鉄労使は「処分問題」について、一
定の軽減措置ないし回復措置を行うことをが確認した。例え
ば昇給引下げにつき、当面一年半程度の幅度で回復する。兼任係争
中の解雇・免職事件の和解等については、年度の古い者から
扱う。履歴書に記載される被処分の記入について、從来の「赤字」
記入を「黒字」に変更し、処分解消後は抹消する等である。七四
年、七五年のストでも、処分政策の変更（処分の軽減、凍結、撤回）
など、処分の「段落」としなどの軽減措置がとられた。また政府は、
七五年春闘では、「スト—処分—ストの悪循環は今回かぎりとし
たい」と表明した。スト権奪還闘争は、着実に前進しているかに
見えた。だが、司法反動化なども手方で進んでいた。
しかし、スト権奪還は、七年から七五年へ、かなり複雑な動

争は、(1)「ストに対する懲戒違反」をILOに提訴した。(2)第二次ILO開通などの「マルクス主義」など不当労働行為が過酷であり、政府に対し、直接「勧告」を求めた。同年一月九日のILO理事会で、結社の自由委員会二三三次報告が承認された。そこでは、「不当労働行為が事実行われたこと」(一三四項)、懲戒処分については「厳格にして峻厳な手数が」和されるための措置をとつたらどうか」をILO理事会が日本政府に重ねて指摘するよう勧告していった(一四一項)。この勧告は、ストへの懲戒処分(民事罰)からの解放を実現しようとする官公労働者を鼓舞した。このことからILOジェンクス事務局長は、総評と日本政府の直接協議を提案し、第一回協議が七二年一二月に開かれた。七三年二月一〇日のスト権ストは、そうした背景のもとで決行された。

七三年春闘では、春闘共闘委と政府の間で「七項目確認」が行

された。そうした情勢のもと、国労は六月にスト権奪還へ向けて初の「全国権利集会」を開いた。

だが、政府・自民党、とくに財界の巻き返しも強かつた。六月に予定された閣僚協専門懇による国鉄、電電、専売總裁から意見聴取が突然延期された。これら三公社当局は、非公式に「条件付きスト権付与」の考え方をすでに表明していた。七五年一〇月六日に行われた意見聴取では、「スト権は高度の政治的判断に属する事項である」(国鉄)として、不明確で後退的な姿勢が目立つた。抗議の意味で、岩井章委員は、一〇月十四日、専門懇委員を辞任した。

公労協は一二月上旬、スト権回復のための無期限統一ストをすでに計画していた。ところが、一〇月二〇日、国鉄当局、電電、専売の両公社総裁は、「条件付きスト権付与がより現実的である」旨、公式に意見表明した。この事態の変化を受けて、二〇日の國労臨時中央委員会は、当面の闘争計画を一部修正し、閣僚協専門懇の審議状況を踏まえて、スト権奪還闘争のヤマ場を「一月下旬」と想定し、国会での審議追及に合わせて七二時間スト、閣僚協が不誠意な態度を示した時は、一日間以上のストで闘う方針を決めた。この頃には、各界の意見表明も一層活発化したが、総じて条件付きスト権付与論が多かつた。

スト権スト

閣僚協専門懇の答申は、当初一月一五日頃と予定されていたが、政府の引き延ばしにより二六日となつた。しかし、その内容は、経営形態をからめて、現状ではスト権は認められないとして一部民営化によるスト権付与という「分離論」が確定的となつて、二〇日の公労協の意思統一に基づき、国労は一月二日、スト指令を発した。公労協諸組合、地公労各組合も同様であった。スト期限は、一月二六日から二月五日までの「一〇日間であつた。一月二一日の公労協全書記長と閣僚協メンバによる会見でも、政府は「二五日までの回答はとても無理だ、ストの中止を」繰り返すのみであつた。政府との折衝は前進せず、二六日、公労協と地公労各組合はストに突入した。

一月二六日、閣僚協専門懇の「意見書」が出された。二万五〇〇〇字におよぶ長文であるが、要するに、公社および当局側には当事者能力がないから、これに対応する組合の争議権を認めるには経営形態の検討が必要であるとし、民営化や分割論を提起したり、当面する争議権問題を公社などの経営形態の在り方とからめて論じていた点に特徴があつた。別にいえば、現状のままで争議権は認めないと言ふに尽きたし、条件付きスト権付与論も姿を消し、むしろ違法な争議行為をあおる一部組合幹部の指導責任に言及するなど、きわめて後退した内容の「意見書」であつた。これに対し、公労協は同日、「きわめて反動的・非現実的な意見書」であるとの抗議声明を発表し、「政府はこのような結論で事態が收拾されるはずがないことを直視し、三木首相はただちにスト権回

復の決断をすべきである」と要求した。

ストライキは続行された。ところが、一二月一日、政府は、専門懇意見書の尊重・經營の在り方や当事者能力の強化など、これまでの「五項目了解事項」以来の経験を全く無視した内容の「声明」を発表した。組合側は、一齐に抗議声明を発表した。だが事態は、ス

ト権ストが八日目に入つた一二月三日、公労協は自らの判断で主的にこのストの收拾を決めた。こうして、八日間、一九三時間にわたる歴史的なストは自主的に收拾された。公労協は、一二月六日、「スト権奪還中間総括」を提案した。そのうえで、七六(昭和五二)年一月二〇日、共闘委員会で、「スト権奪還闘争の総括」を行つた。国労は、一二月二〇日、「第一一五回臨時中央委員会」で、公労協の「スト権奪還中間総括」を前提としつつ、産業別統一闘争と地域・共闘を強化し、世論の結集と政治的統一戦線の形成に努力しつつ、七六年春闘を最大のヤマ場としてスト権奪還をめざすことを意思統一した。さらに、七六年二月の第三七回臨時大会で、公労協の「総括」を基本的に承認しつつ、国労の立場から若干の補強をつけ加えて国労の総括とした。その内容は、同年七月の第三八回定期大会(札幌市)で、「国鉄労働組合の総括」として決定されたが、基調は先の第一一五回臨時中央委員会の「中間総括」を骨子としていた。

一〇一億円損害賠償訴訟の提起

一九七六(昭和五二)年二月二十四日、国鉄は、政府・自民党の強い圧力を受けて、東京地裁に、国労と労働に対する二〇二億円の損害賠償請求の訴訟を行つた。国労と労働は、ただちに抗議声明を発表するとともに、順法闘争を実施した。

この損害賠償請求は、きわめて時代遅れのものであり、欧米では

すでに一九世紀半ばには、ストなどの刑事免責が当たり前となり、

二〇世紀初めには、ストに対する使用者からの損害賠償請求につ

いても、賠り強い闘争をつうじ、民事免責を勝ち取つた。こ

の損害賠償請求は、権利の回復を求める労働者の要求には答えず、

反対に財政的側面からの組合つぶしも意図した不当なものであつた。しかも司法の反動化は、下級審にまで及んでおり、この裁判

スト権ストを経た国労の七〇年代後半の闘いは、多くの困難と諸課題が存在した。第一に、七五年のスト権ストのあと、これを七六年春闘へ向けて継続することが課題となつた。第二に、同時に、国鉄再建問題が、スト権と不可分な形で課題として存在した。当局の国鉄再建はつねに、相次ぐ「合理化」を伴い、「国民のための国鉄」とますます離れる方向で進められていた。これに対して、回臨時中央委員会で、公労協の「スト権奪還中間総括」を前提とし、産業別統一闘争と地域・共闘を強化し、世論の結集と政治的統一戦線の形成に努力しつつ、七六年春闘を最大のヤマ場としてスト権奪還をめざすことを意思統一した。さらに、七六年二月の第三七回臨時大会で、公労協の「総括」を基本的に承認しつつ、国労の立場から若干の補強をつけ加えて国労の総括とした。その内容は、同年七月の第三八回定期大会(札幌市)で、「国鉄労働組合の総括」として決定されたが、基調は先の第一一五回臨時中央委員会の「中間総括」を骨子としていた。

一 春闘の低迷と「管理春闘」の強まりに抗して

スト権ストを経た国労の七〇年代後半の闘いは、多くの困難と諸課題が存在した。第一に、七五年のスト権ストのあと、これを七六年春闘へ向けて継続することが課題となつた。第二に、同時に、国鉄再建問題が、スト権と不可分な形で課題として存在した。当局の国鉄再建はつねに、相次ぐ「合理化」を伴い、「国民のための国鉄」とますます離れる方向で進められていた。これに対して、回臨時中央委員会で、公労協の「スト権奪還中間総括」を前提とし、産業別統一闘争と地域・共闘を強化し、世論の結集と政治的統一戦線の形成に努力しつつ、七六年春闘を最大のヤマ場としてスト権奪還をめざすことを意思統一した。さらに、七六年二月の第三七回臨時大会で、公労協の「総括」を基本的に承認しつつ、国労の立場から若干の補強をつけ加えて国労の総括とした。その内容は、同年七月の第三八回定期大会(札幌市)で、「国鉄労働組合の総括」として決定されたが、基調は先の第一一五回臨時中央委員会の「中間総括」を骨子としていた。

一〇一億円損害賠償訴訟の提起

一九七六(昭和五二)年二月二十四日、国鉄は、政府・自民党の強い圧力を受けて、東京地裁に、国労と労働に対する二〇二億円の損害賠償請求の訴訟を行つた。国労と労働は、ただちに抗議声明を発表するとともに、順法闘争を実施した。

この損害賠償請求は、きわめて時代遅れのものであり、欧米ではすでに一九世紀半ばには、ストなどの刑事免責が当たり前となり、二〇世紀初めには、ストに対する使用者からの損害賠償請求についても、賠り強い闘争をつうじ、民事免責を勝ち取つた。この損害賠償請求は、権利の回復を求める労働者の要求には答えず、反対に財政的側面からの組合つぶしも意図した不当なものであつた。しかも司法の反動化は、下級審にまで及んでおり、この裁判の展開と帰宿は、ほとんど楽観を許さなかつた。だが、七〇年代には決着がつくには至らず、八〇年代に持ち越された。(八〇年)

日経連の大賃上げの行方研究委員会と「管理春闘」の強まり

日経連の大賃上げの行方研究委員会と「管理春闘」の強まり

七四(昭和四九)年春闘が、春闘史上、空前の高揚を見せ、国民春闘的様相を示したあと、経営者側は春闘Ⅱ労働運動の高揚と政治的統一戦線との結合を恐れ、本格的な春闘対策に乗り出した。日経連は「大幅賃上げの行方研究委員会」を設置し、二一月、「報告書」を出した。インフレと不況の共存のもとで、大幅賃上げを認めれば、インフレ・物価上昇を招き、日本経済の将来は危なくなるとし、七五年春闘では「五%以下ガイドライン」を掲出した。これには、J.C.(金属労連委員長らが、賃上げ自肅論を打ち出すなど、労働運動内部からも呼応する動きが出た。七五年春闘は、労働省調べで「二三・一%アップに終わり、日経連ガイドラインのなかに収まつた。

七六年春闘の場合は、日経連はゼロを含む一ケタのガイドラインを提起し、結果は労働省調べで八八%に収まつた。この春闘でも、J.C.など金属大産と民間大企業が相場形成に有力な役割を果たした。七七年以降も同様である。つまり、春闘相場は、有力民間大企業労使の主導で相場が確定するという「管理春闘」的性が強まつた。それは同時に、国民春闘の形骸化を意味していた。七六年春闘にロッキード事件が起り、政界と財界の癒着や政府・自民党的根深い腐敗を如実に示した。景気は回復基調に入ったと言わねながらも、前年に敵し、三月一〇日の中執、全国戦三万九一八六円の賃上げ要求を決め、三月一〇日の中執、全国戦